

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外13名

被告 国

証拠説明書

令和3年5月26日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

作花知志



原告ら訴訟代理人弁護士

大村珠



号証	目 標 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 A 61号証	政府が作成した政府広報「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。一人で悩まずお近くの相談窓口にご相談を。暮らしに役立つ情報」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.13 (印刷年月日)	政府	政府が作成した政府広報「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。一人で悩まずお近くの相談窓口にご相談を。暮らしに役立つ情報」の頁には、「女性に対する暴力は、決して許されるべきではありません。」と記載された上で、「2 「暴力」にあたる行為とは？」として「心理的攻撃」として「家族や友人との関係を制限する」ことが挙げられていること。
甲 A 62号証	青森県のHPの「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	青森県	青森県庁のHPの「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは」の頁には、「女性の意に反して心や身体を傷つける行為はすべて「暴力」(DV)と考えられます。」の暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A	宮城県のHP	写し	3.1.10	宮城県	宮城県のHPの「DV(ド

63号証	の「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？」の頁	(インターネットから印刷したもの)	(印刷年月日)		メスティック・バイオレンス)とは？」の頁には、「配偶者(元配偶者を含む)やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもとあなたが仲良くすることを嫌う」ことが挙げられていること。
甲 A 64号証	福島県の HP の「ドメスティック・バイオレンスとは？」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	福島県	福島県の HP の「ドメスティック・バイオレンスとは？」の頁には、「DV は、犯罪ともなり得る行為を含む重大な人権侵害です。」と記載した上で、「DV の形態と内容」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 65号証	茨城県の HP の「女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	茨城県	茨城県の HP の「女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)」の頁には、「暴力の種類」として、「子どもを巻き込む暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 66号証	千葉県の HP の「DV とは？」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	千葉県	千葉県の HP の「DV とは？」の頁には、「DV とは人権侵害であり、犯罪となる行為です。」と記載された上で、「様々な暴力の形態」として、「子どもを巻き込んだ暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 67号証	東京都の東京ウィメンズプラザの HP の「配偶者暴力(DV)とは何ですか？」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.2.20 (印刷年月日)	東京ウィメンズプラザ	東京都による東京ウィメンズプラザの HP の「配偶者暴力(DV)とは何ですか？」の頁には、「配偶者暴力(DV)とは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。」と記載された上で、「精神的暴力の例」として、「家族

					との付き合いを制限することが挙げられていること。
甲 A 68 号証	埼玉県警が作成した DV リーフレット	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.13 (印刷年月日)	埼玉県警	埼玉県警が作成した DV リーフレットには、「どんな DV があるの?」とした上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 69 号証	群馬県 HP 「DV 相談窓口一覧」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	群馬県	群馬県の HP の「DV 相談窓口一覧」には、「暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。」とした上で、「暴力の形態」として「子どもを利用した暴力」「不当に子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 70 号証	石川県の HP の「DV や性暴力など女性のさまざまな悩みで悩まないで相談を」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	石川県	石川県の HP の「DV や性暴力など女性のさまざまな悩み ひとりで悩まないで相談を」の頁には、「DV の種類」の欄に、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 71 号証	滋賀県立男女共同参画センター発行のパンフレット「DV (ドメスティック・バイオレンス)」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	滋賀県立男女共同参画センター	滋賀県立男女共同参画センターが作成したパンフレット「DV (ドメスティック・バイオレンス)」では、「配偶者や恋人などの親密な関係にある (あった) 人がパートナーに対してふるう暴力を DV といいます。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 72 号証	岡山県の「おかやま子育て応援サイトこそだてぽけっと」の HP の	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.11 (印刷年月日)	岡山県	岡山県による岡山子育て応援サイト HP の「DV (ドメスティック・バイオレンス) について」の頁には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、配偶者や恋

	「DV(ドメスティック・バイオレンスについて)」の頁	刷したのもの			人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力のことです。暴力と言っても、身体的に受ける暴力ではありません。精神的、経済的、性的なさまざまな暴力をもすべて含んだ暴力をもすべてを含んだ暴力のことを言います。身体的に被害はなくても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。」と記載された上で、「社会的暴力」として、「親や兄弟、友人との付き合いを制限する」、さらに「子どもを巻き込んだ暴力(面前DV)」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 73 号証	岡山県が作成したリーフレット「ひとりで悩まないで配偶者や恋人からの暴力に苦しんでいるあなたへ」	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.11 (印刷年月日)	岡山県	岡山県が作成したリーフレット「ひとりで悩まないで配偶者や恋人からの暴力に苦しんでいるあなたへ」には「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことです」「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがあり、何種類からの暴力が重なってふるわれるケースが多く見られます。」と記載された上で、「社会的暴力」として、「親や兄弟姉妹、友人とのつき合いを制限する」ことが挙げられていること。
甲 A 74 号証	福岡県田川警察署作成の資料「配偶者や交際相手からの暴力にひとりで悩んでいませんか？」	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	福岡県田川警察署	福岡県田川警察署作成の資料「配偶者や交際相手からの暴力にひとりで悩んでいませんか？」には、「DV(ドメスティック・バイオレンス)は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害。どんな理由があっても暴力は決して許されません。」と記載

					された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると脅す」ことが挙げられていること。
甲 A 75 号証	宮崎県の HP「ドメスティック・バイオレンス (DV) のない社会」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	宮崎県	宮崎県の HP の「特集ドメスティック・バイオレンス (DV) のない社会」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは・・・夫や恋人・パートナーなど親密な関係にあるものからの暴力をいいます。・・・DV は、相手の心身を傷つける決して許されない人権侵害行為です。」と記載された上で、「DV の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり・・・」することが挙げられていること。
甲 A 76 号証	熊本県男女共同参画センター「ドメスティック・バイオレンスとは？」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	熊本県男女共同参画センター	熊本県男女共同参画センターが作成した「ドメスティック・バイオレンスとは？」には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者やパートナーからの暴力のことをいいます。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、心を傷つけたり、生活する上で有害な影響を及ぼすようなことがあれば、それも「暴力」です。男女間のもめごとに周囲の人は介入しないという風潮もありますが、個人の問題では片付けられない深刻な事態になる場合もよくあります。DV は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害なのです。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 77 号証	沖縄県作成の資料「知らないうちに DV の加害者になっていませんか」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	沖縄市	沖縄県が作成した資料「知らないうちに DV の加害者になっていませんか」には、「近年、配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス (以下

	か」	刷 し た も の)			「DV」という。) が大きな社会問題となっていることから、被害者を対象としたさまざまな支援が行われています。一方、DV の加害者に対しては、自分の行為の責任を認識し、暴力的な態度をやめるよう働きかける必要があります。」と記載された上で、「DV とは?」「DV とは、夫や恋人・パートナーなど、親密な関係にある相手にふるう暴力のことをいいます。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力、子供を利用した暴力などがあります。」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 78 号証	にかほ市の HP の「DV (ドメスティック・バイオレンス)」の頁	写 し (イン ター ネッ トか ら印 し た も の)	3.2.20 (印刷年 月日)	にかほ市	にかほ市の HP の「DV (ドメスティック・バイオレンス)」の頁には、「DV (ドメスティック・バイオレンス)」 「DV (ドメスティック・バイオレンス・・・) は、配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことで、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DV は、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる暴力が含まれ、その被害が深刻であるにもかかわらず、長い間、家庭の問題や夫婦間の問題として潜在化の傾向にありました。DV は、子どもにとっても、目撃することそのものが心理的虐待となる場合があります。暴力は繰り返され、だんだんエスカレートする傾向がありますので、被害が深刻にならないように、早期の相談が大切です。」と記載された上で、「こんなことも暴力です」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上

					げる」と記載されていること。
甲 A 79 号証	郡山市の HP の「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	郡山市	郡山市の HP の「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある者、又は、親密な関係にあった者から振るわれる暴力のことを言います。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 80 号証	稲敷市「広報稲敷平成 25 年 8 月号」	写し (インターネットから印刷したもの)	25.8.	稲敷市	稲敷市が作成した「広報稲敷平成 25 年 8 月号」7 頁には、「DV とは?」「DV は犯罪です ドメスティック・バイオレンス (DV) とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことをいいます。多くの場合、暴力の被害者は女性で、夫や恋人など親しい関係にある男性 (婚約者・同棲相手・別れた夫など) から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力のことです。個人的な関係の中で、経済的、社会的に優位に立つ男性が暴力で女性を支配 (コントロール) することは、単なる夫婦げんかではなく暴力であり、犯罪となる行為をも含む重要な人権侵害です。」と記載された上で、「該当例」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 81 号証	流山市の HP の「ぐるっと流山暴力被害者支援講座」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	流山市	流山市の HP の「ぐるっと流山 暴力被害者支援講座」の頁には、「DV とは・・・、DV の実態は、配偶者からの暴力被害者支援講座を開催」「男女共同参画社会づくりの一環として「ドメスティック・バイオレンス」～相談窓口の現場から～が、文化会館を会場に 2 月 19

					日に開催され、民政児童委員や市民の方々 14 人が参加しました。今回は、配偶者暴力相談支援センターの専門相談員鶴見喜代美さんを講師に招いて、ドメスティック・バイオレンス(DV)の実態や被害者支援策等をお話いただきました。鶴見講師は、ドメスティック・バイオレンス(DV)とは配偶者や恋人など親密な関係の相手からふるわれる暴力で、2003 年の内閣府調査では 5 人に 1 人がDV被害、20 人に 1 人が生命の危険を感じている身近な問題であり、原因としては、女性に対する支配とコントロール、男性中心社会における男女間の力関係が個人的な関係で現れたもの・・・と記載された上で、「暴力の形態としては、・・・子どもを利用した暴力(・・・妻から子どもを取り上げるなど)」と記載されていること。
甲 A 82 号証	八街市の HP の「ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	八街市	八街市の HP の「ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？」の頁には、「DV とは、配偶者・パートナーなど、親密な関係にある人からの暴力です。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 83 号証	加須市の HP の「DV のない社会に」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	加須市	加須市の HP の「DV のない社会に」の頁には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは」「夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。」と記載した上で、「DV といわれる暴力には、次のようなことがあげられます」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられてい

					ること。
甲 A 84 号証	北本市の HP の「一人で悩まないで! DV をなくそう」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.11 (印刷年月日)	北本市	北本市の HP の「一人で悩まないで! DV をなくそう」の頁には、「配偶者からの暴力 (DV) は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも暴力は決して許されるものではありません。」と記載された上で、「DV とは」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 85 号証	新座市の HP の「ドメスティック・バイオレンス (DV) を知っていますか？」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	新座市	新座市の HP の「ドメスティック・バイオレンス (DV) を知っていますか？」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) は、 ・犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。」と記載された上で、ドメスティック・バイオレンス (DV) の形態の一部として、「子どもを利用した暴力」「子どもを奪ったり、連れ去る。」ことが挙げられていること。
甲 A 86 号証	八潮市 HP 「どのような暴力が DV ですか？」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	八潮市	八潮市の HP の「どのような暴力が DV ですか？」には、「どのような暴力が DV ですか？」とした上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」が挙げられていること。
甲 A 87 号証	蕨市が作成した配偶者等からの暴力防止啓発パンフレット「知ってください配偶者等からの暴力のこと」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.11 (印刷年月日)	蕨市	蕨市が作成した配偶者等からの暴力防止啓発パンフレット「知ってください配偶者等からの暴力のこと」では、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは配偶者 (事実婚や元配偶者も含む) 等から繰り返し受ける暴力のことです。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。

甲 A 88 号証	横浜市が作成した「市 DV 相談支援センター」を紹介するチラシについての神奈川新聞掲載の記事「DV 被害、相談しよう 横浜市がチラシ 具体例イラストに」の記事	写し (インターネットから印刷したもの)	2.5.8	神奈川新聞	横浜市が作成した「市 DV 相談支援センター」を紹介するチラシには、「DV の被害に気付きやすくするため、イラストも使いながら、事例をより具体的に記述している。」とされたり、「市の担当者は「殴る蹴るという行為以外は『暴力』と気付かなかつたり、『性的強要』との言葉だけでは伝わりにくいとの声が相談現場に寄せられていた。」と説明する。」とされた上で、「DV に該当する事例」として、「家族や友達に合わせてもらえない」ことが挙げられている。
甲 A 89 号証	下田市男女共同参画情報紙ハーモニー(第 9 号)	写し (インターネットから印刷したもの)	18.1.18	下田市	下田市が作成した「下田市男女共同参画情報紙ハーモニー第 9 号」には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) = 夫や恋人・パートナーからの暴力」「夫や恋人・パートナーからの暴力は犯罪であり、人権侵害です。」「殴る・蹴るだけが暴力ではありません。ほとんどの DV はさまざまな暴力が複雑に絡み合っています。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 90 号証	大田原市「広報おおたわら平成 24 年 11 月 1 日号」	写し (インターネットから印刷したもの)	24.11.1.	大田原市	大田原市が作成した「広報おおたわら平成 24 年 11 月 1 日号」には、「女性に対する暴力をなくす運動」「女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力 (ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあります。これらは女性の人権を著しく侵害する行為であり、明るい男女共同参画社会を推進していく上で、克服すべき重要な課題です。」「DV (ドメスティック

					・バイオレンス)とは?DVとは、配偶者・パートナー(事実婚の相手、元の配偶者、恋人)などの親密な関係にある相手からの暴力をいいます。・・暴力の形態はさまざまですが、次のような事例が繰り返される場合はDVにあたります。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 91 号証	高崎市の HP の「DV(デート DV)ってなに?」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	高崎市	高崎市の HP の「DV(デート DV)ってなに?」の頁には、「もし、あなたが配偶者や恋人から、心ない言葉で傷つけられたり、暴力を受けるなどして恐怖を感じるなどとしたら、それは対等な関係ではありませんし、望ましい状態とは言えません。」と記載した上で、「DVの暴力ってどんなこと?」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 92 号証	安中市の HP の「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	安中市	安中市の HP の「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは」の頁には、「配偶者や交際相手など親しい関係で起こる暴力のことで、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的なものや、性的なものなども含まれます。DVは重大な人権侵害であり、明らかな犯罪です。身近な間柄であっても、どのような場合であっても、暴力はけっして許されるものではありません。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 93 号証	半田市の HP の「DV(ドメスティック・バイオ	写し(インターネット	3.1.10 (印刷年月日)	半田市	半田市の HP の「DV(ドメスティック・バイオレンス)について」の頁には、「配偶者等からの暴力(DV(ド

	レンズ)について」の頁	ト か ら 印 刷 し た も の)			メスティック・バイオレンス)) は、犯罪ともなり得る行為をも含む重大な人権侵害です。」と記載した上で、「DV の種類」として、「社会的暴力」「家族や友人に会わせない」ことが挙げられていること。
甲 A 94 号証	小松市 HP 「DV(ドメ スティック ・バイオレ ンス)・性暴 力相談」の 頁	写 し (イン ター ネッ トか ら 印 刷 し た も の)	3.1.12 (印刷年 月日)	小松市	小松市の HP の「DV (ドメ スティック・バイオレンス) ・性暴力相談」には、「DV は、配偶者やパートナーな ど親密な関係にある、また はあった者から振るわれる 暴力のことです。正式名称 は「ドメスティック・バイ オレンス」です。DV は、 親密な相手に力 (パワー) を使って支配 (コントロール) する関係性をつくり上げ、 相手を自分の思い通りに 動かそうとすることです。」 とした上で、「暴力の 種類」として「子どもを 利用した暴力」「子どもを 取り上げる」ことが挙げら れていること。
甲 A 95 号証	鯖江市の HP の「配偶者 ・恋人など のパートナ ーからの暴 力にお悩み の方に」の 頁	写 し (イン ター ネッ トか ら 印 刷 し た も の)	3.1.23 (印刷年 月日)	鯖江市	鯖江市の HP の「配偶者・ 恋人などのパートナーから の暴力にお悩みの方に」の 頁には、「配偶者・恋人な どのパートナーからの暴力 (ドメスティック・バイオ レンス)とは」と記載した 上で、「子どもを利用した 暴力」「子どもを取り上げ ると脅かす」ことが挙げら れていること。
甲 A 96 号証	大阪狭山市 HP「11月12 日～25日は 「女性に対 する暴力を なくす運動」 期間です」 の頁	写 し (イン ター ネッ トか ら 印 刷 し た も の)	3.1.12 (印刷年 月日)	大阪狭山市	大阪狭山市の HP の「11 月 12 日～25 日は「女性に対 する暴力をなくす運動」期 間です」の頁には、「暴力 にはいろいろな種類がある ことを知っていますか？」 と記載された上で、「子 どもを利用した暴力」「子 どもを取り上げようとする」 ことが挙げられていること。

甲 A 97 号証	羽曳野市の「きらり HABIKINO」 「配偶者やパートナーからの暴力」のリーフレット	写し (インターネットから印刷したもの)	27.5.12	羽曳野市	羽曳野市が作成した「きらり HABIKINO」 「配偶者やパートナーからの暴力」リーフレットには「暴力は、決して許されるものではありません。ひとりで悩まないで相談してください。」と記載された上で、「暴力には、いろいろな形があります」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げようとする」ことが挙げられていること。
甲 A 98 号証	神戸市の神戸国際協力交流センターの「DV」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.10 (印刷年月日)	神戸国際協力交流センター	神戸市による神戸国際協力交流センターの HP の「DV」の頁には、「DV とは配偶者や恋人等の親しい関係にある人からふるわれる暴力のことです。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 99 号証	高砂市の HP の「DV 相談窓口の案内」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.11 (印刷年月日)	高砂市	高砂市の HP の「DV 相談窓口の案内」の頁には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあつた者から振るわれる暴力のことです。暴力にはさまざまな形態があり、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的暴力も含まれます。DV は、被害者の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪を含む重大な人権侵害にあたります。」と記載された上で、「暴力の形態」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 100 号証	名張市男女共同参画つうしん	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.23	名張市	名張市が作成した「名張市男女共同参画つうしん」には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) って?」「夫婦や恋人など、親しい

		ら 印 刷し たの)			間で行われる暴力だよ。」と記載された上で、「さまざまな暴力 (DV)」「子どもを取り上げる、・・・など、子どもを利用した暴力もあります。」と記載されていること。
甲 A 101 号証	四日市市男 女共同参画 センターだ よりはもり あ 136 号	写し (イン ター ネッ トか ら印 刷し たの)	1.11.	四日市市	四日市市が作成した「四日市市男女共同参画センターだよりはもりあ 136 号」には、「11 月 12 日～25 日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です!」「DV とは、配偶者・パートナー (事実婚や元配偶者を含む) など、親密な関係にある人からの暴力のことです。」と記載された上で、「さまざまな暴力」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 102 号証	田辺市男女 共同参画セ ンター発行 の広報誌「ゆ うーともに あるこう未 すてきな未 来へ」	写し (イン ター ネッ トか ら印 刷し たの)	3.1.12 (印刷年 月日)	田辺市男女 共同参画セ ンター	田辺市男女共同参画センターが作成したパンフレット「ゆうーともに歩こう すてきな未来へ」では、「配偶者からの暴力 (DV) とは「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動」であると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (いわゆる DV 防止法) で定義されています。」と記載した上で、「殴る・蹴るだけが暴力ではありません」「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 103 号証	大田市「広 報 おおた 2013 年 (平 成 25 年) 11 月 10 日号」	写し (イン ター ネッ トか ら印 刷し たの)	25.11.10.	大田市	大田市が作成した「広報おおた 2013 年 (平成 25 年) 11 月 10 日号」には、「暴力は社会が克服すべき重要な課題です」「暴力は性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性です。ドメスティック・バイオレンス (DV)、・・・などは、女性

					の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で克服すべき重要な課題です。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 104 号証	丸亀市作成の資料「女性に対する暴力をなくす運動」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.23 (印刷年月日)	丸亀市	丸亀市が作成した資料「女性に対する暴力をなくす運動」には、「あなたにとって、暴力は他人事ですか? ・ ・ 女性に対する暴力は、多くの人に関わること=社会問題なのです。」と記載された上で、「様々な形で振るわれる女性への暴力」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 105 号証	阿南市 HP 「DV 被害者の支援について」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	阿南市	阿南市の HP の「DV 被害者の支援について」には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) は、配偶者や恋人など、親密な関係にある、または過去に親密な関係にあった相手からふるわれる暴力のことです。・ ・ DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる場合にあっても許されるものではありません。」とした上で、「DV に気づこう。実際に殴るだけではなく、いろいろな暴力があります。」として「5 子どもを利用した暴力」「被害者をコントロールするために子どもを利用する」ことが挙げられていること。
甲 A 106 号証	糸島市 HP 「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	糸島市	糸島市の HP の「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」には、「本来暴力は、性別や被害者、加害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。・ ・ ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者や恋人やパートナーなどの親密な間柄に起こる暴力の

					ことです。」とした上で、「DVの種類と特徴」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す」が挙げられていること。
甲 A 107 号証	田川市が作成した「家庭内で起こる暴力～DVと児童虐待～」に関するパンフレット	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	田川市	田川市が作成した「家庭内で起こる暴力～DVと児童虐待～」に関するパンフレットには、「家庭という密室で起きる暴力」をなくするためには、児童虐待とDVの両方の視点を持った支援が必要です。」とされた上で、「あなたと配偶者や恋人との間でこんなことはありませんか？」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す。」「子どもの目の前で配偶者等に対して暴力をふるうことを「面前DV」と言います。家庭内で暴力を目撃する子どもは、大きな衝撃やストレスにさらされており、心身の発達に多大な影響があります。児童虐待防止法では「面前DV」を子どもへの心理的虐待の1つとして認定しています。」と記載されていること。
甲 A 108 号証	諫早市 HP 「女性相談室 (女性のための相談窓口)」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	諫早市	諫早市の HP の「女性相談室(女性のための相談窓口)」には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは)」として「DV (ドメスティック・バイオレンス) は、配偶者や恋人同士など、親密な関係にある者からの暴力をさし、被害者はほとんど女性です。」と記載された上で、「DV の種類 (暴力のかたち)」として「子どもを利用した暴力」「子どもを盾にしておどす」ことが挙げられていること。
甲 A 109 号証	宇土市 HP 「配偶者からの暴力	写し (インターネット	3.1.12 (印刷年月日)	宇土市	宇土市の HP の「配偶者からの暴力 (DV) をなくそう！」には、「配偶者から

	(DV)をなくそう！」の頁	ネットから印刷したもの			受ける暴力のことで、身体に対する不法な攻撃であって身体や生命に被害を及ぼすもの、又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。」とした上で、「暴力だと気づいていますか？」として「その他」「子どもを取り上げたり子どもを利用した暴力」が挙げられていること。
甲 A 110 号証	霧島市の HP の「DV(ドメスティック・バイオレンス)」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.11 (印刷年月日)	霧島市	霧島市の HP の「DV (ドメスティック・バイオレンス)」の頁には、「DV は配偶者や恋人からの暴力のことで、事実婚や離婚した後も引き続き受ける暴力も含みます。・・DV は被害者自身が傷つくだけでなく、子どもが目撃した場合、心に傷を負う可能性があることも指摘されています。」と記載された上で、「DV の例」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 111 号証	那覇市が作成した「那覇市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援」に関するパンフレット	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	那覇市	那覇市が作成した「那覇市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援」に関するパンフレットには、「第 2 章 配偶者等からの暴力の現状」において、「DV の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを盾にして脅す。」「相手から子どもを取り上げる。」ことが挙げられていること。
甲 A 112 号証	小川町 HP 「子育て応援ナビ」の頁	写し(インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	小川町	小川町の HP の「子育て応援ナビ」には、「ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、夫婦や恋人など親密な間柄で行われる様々な暴力行為をいいます。暴力は誰に対して振るわれても犯罪です。妻や恋人に対する暴力が許されていいはずがありません。DV は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、親しい間

					柄でも暴力は許されるもの ではありません。」とした 上で、「暴力の種類」とし て「子どもを利用した暴力」 「子どもを取り上げたり」 が挙げられている。
甲 A 113 号証	池田町 HP 「DV(ドメ スティック ・バイオレ ンス)とは」 の頁	写し (イン ター ネッ トか 印 刷し た の)	3.1.12 (印刷年 月日)	池田町	池田町の HP の「DV (ドメ スティック・バイオレンス) とは」には、「配偶者や生 活の本拠を共にする交際相 手など親密な関係にある人 から暴力を受けることです。 暴力には、殴る、蹴るとい った身体的なものだけでは なく、心が傷つけられたり する精神的なものも含まれ ます。」とした上で、「暴力 の種類」として「子どもを 利用した暴力」「子どもを 取り上げると言う脅す」 が挙げられていること。
甲 A 114 号証	南部町の HP の「DV 相 談・被害者 保護に関す ること」の 頁	写し (イン ター ネッ トか 印 刷し た の)	3.1.23 (印刷年 月日)	南部町	南部町の HP の「DV 相談 ・被害者保護に関すること」 の頁には、「ドメスティッ ク・バイオレンスとは？」 「配偶者やパートナーなど の親しい関係の人から加え られる暴力を、[ドメステ ィック・バイオレンス (DV)]といます。夫婦 間でも暴力は被害者の人権 を踏みにじり、個人の尊厳 及び男女共同参画社会の実 現を妨げる、大きな社会問 題です。」と記載した上で、 「子どもを利用した暴力」 「女性から子どもを取り上 げる」ことが挙げられてい ること。
甲 A 115 号証	三朝町の HP の「配偶者 からの暴力 (DV)でお悩 みの方はご 相談くださ い」の頁	写し (イン ター ネッ トか 印 刷し た の)	3.2.20 (印刷年 月日)	三朝町	三朝町の HP の「配偶者か らの暴力 (DV) でお悩みの 方はご相談ください」の頁 には、「DV とは」「一般的 には、夫や恋人など親密な 関係にある (あった) パー トナーから振るわれた暴力 のことをいいます。暴力は 被害者の人権を踏みにじり、 個人の尊厳及び男女共同参 画の実現を妨げる社会問題

					です。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられていること。
甲 A 116 号証	八頭町「広報やず平成 19 年(2007) 2 月号」	写し (インターネットから印刷したもの)	19.2.	八頭町	八頭町が作成した「広報やず平成 19 年(2007)2 月号」9 頁には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) をなくしましょう!!」「近年、ドメスティック・バイオレンス (DV) が増加しています。ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者やパートナーなどの親しい関係の人から加えられる暴力をいいます。DV はただの夫婦げんかではありません。暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画社会の実現を妨げる、大きな社会問題として、早急に根絶しなければなりません。暴力の形態は以下のようにさまざまですが、身体や心を傷つけるという点で共通しています。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されていること。
甲 A 117 号証	美里町の HP 「ドメスティック・バイオレンス (DV) について考える」の頁	写し (インターネットから印刷したもの)	3.1.12 (印刷年月日)	美里町	美里町の HP の「ドメスティック・バイオレンス (DV) について考える」の頁には、「恋人や配偶者など親密な関係にある又はあった者が、一方的にふるう暴力をドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。暴力は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、何を言っても無視するなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、そして性的な暴力があり、その背景には、女性を男性より低く見る社会意識や性別による固定的な役割分担意識・社会の慣行が存在すると言われています。」と記載された上で、「子どもを利用した

					暴力」「子どもを取り上げたり・・・」することが挙げられていること。	
--	--	--	--	--	-----------------------------------	--

号 証	目 標 (原本・写しの別)	作成 年 月 日	作成者	立 証 趣 旨	備考	
甲 A 118 号証	NHK 令和 3 年 2 月 10 日 放送のニュース「離婚後の養育をめぐる課題解消に向け制度見直し諮問上川法相」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.2.10	NHK	令和 3 年 2 月 10 日に、上川法務大臣が、法制審議会に、離婚後共同親権制度と面会交流制度の法改正などについて諮問を行ったこと。その諮問は、親が離婚したあとの子どもの養育をめぐり、離れて暮らす親子が定期的に出会う「面会交流」が実施されない問題、それに、父親か母親のどちらか一方しか持つことができない「単独親権」の在り方などの課題の指摘を受けた諮問であること。諮問を受けた法制審議会では、「面会交流」を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入の是非なども含め、離婚したあとの子どもの養育の在り方について、幅広く議論される見通しであること。	
甲 A 119 号証	アゴラ言論プラットフォーム掲載の記事「「共同親権」導入も議論：離婚後の養育をめぐる課題解消に向け、上川法相が法制審に諮問」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.2.13	牧野佐千子	令和 3 年 2 月 10 日に、上川法務大臣が、法制審議会に、離婚後共同親権制度と面会交流制度の法改正などの諮問を行ったことについて、「親子の引き離しが起こらないような制度の構築に向け、各省連携した抜本的な対応が求められている。」と指摘されていること。	

甲 A 120 号証	アゴラ言論 プラットフォーム掲載の 記事「共同親権」導入も 議論：離婚後の養育を めぐる課題解消に向け、 上川法相が法制審に諮問	写し (インターネッ トから印刷したもの)	3.2.13	牧野佐千子	令和3年2月10日に上川法務大臣は法制審議会に「離婚後共同親権、面会交流」について諮問を行ったことを受けて、国会の予算委員会で立憲民主党の真山勇一参議院議員は同年3月3日に、共同親権への検討について、菅首相に答弁を求めたこと。 真山議員は、離婚の際に、女性が子どもを連れ去る問題があること、最近では男性が子どもを連れ去ることも増えていることを指摘したこと。外務省の24か国を対象にした親権問題に関する調査のデータを示し、単独親権しか選べないのは日本などの3か国のみで、「子どもにとっては離婚してもお父さんでありお母さんであり、両親がいるのは大切なこと。共同親権か単独親権かどちらか選べる選択的親権制度があってもいいのでは。」と提言したこと。 それに対して菅首相は、「(連れ去り問題については)私自身も承知して、憂慮している。今後子どもの利益を始め、幅広い観点から検討したい。まずは法制審の検討を見守りたい。」と答弁したこと。
甲 A 121 号証	第 204 回国 会参議院予 算委員会令 和 3 年 3 月 3 日議事録	写し (インターネッ トから印刷)	3.3.3	国会参議 院予算委 員会	令和3年2月10日に上川法務大臣は法制審議会に「離婚後共同親権、面会交流」について諮問を行ったことを受けて、国会の予算委員会で立憲民主党の真山勇一参議院議員は同年3月3日に、共同親権への検討について、菅首相に答弁を求めたこと。 真山議員は、離婚の際に、女性が子どもを連れ

		した もの)			<p>去る問題があること、最近 は男性が子どもを連れ去る ことも増えていることを指 摘したこと。外務省の24 か国を対象にした親権問 題に関する調査のデータを 示し、単独親権しか選べ ないのは日本などの3か 国のみで、「子どもにとつ ては離婚してもお父さん でありお母さんであり、 両親がいるのは大切な こと。共同親権か単独親 権かどちらか選べる選 択的親権制度があっても いいのでは。」と提言し たこと。</p> <p>それに対して菅首相は、 「(連れ去り問題について は)私自身も承知して、 憂慮している。今後子 どもの利益を始め、幅 広い観点から検討したい。 まずは法制審の検討を見 守りたい。」と答弁した こと。</p>
甲 A 122 号証	東京地裁令 和 3 年 2 月 17 日判決	写 し	3.2.17	東京地裁	<p>東京地裁令和 3 年 2 月 17 日判決が、「親である父又 は母による子の養育は、 子にとってはもちろん、 親にとっても、子に対す る単なる養育義務の反射 的な効果ではなく、独自 の意義を有すものとい うことができ、そのよう な意味で、子が親から養 育を受け、又はこれをす ることについてそれぞれ 人格的な利益を有すとい うことができる。しかし、 これらの人格的な利益と 親権との関係について みると、これらの人格 的な利益は、離婚に伴 う親権者の指定によ って親権を失い、子の 監護及び教育をする 権利等を失うこと により、当該人格 的な利益が一定の 範囲で制約され 得ることになり、 その範囲で親権 の帰属及びその 行使と関連する ものの、</p>

					親である父と母が離婚をし、その一方が親権者とされた場合であっても、他方の親（非親権者）と子の間も親子であることに変わりがなく、当該人格的な利益は、他方の親（非親権者）にとっても、子にとっても、当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。」
甲 A 123 号証	『現代家族法講座第 5 巻国際化と家族』所収西谷祐子「子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる課題と展望」表紙, 57-87 頁, 奥付	写し	3.1.12	日本評論社, 西谷祐子	西谷祐子「子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる課題と展望」68 頁に以下の記載がされていること。 「(3) 監護の権利 子奪取条約に基づく子の返還については、子の連れ去り又は留置が、常居所地国法上の監護の権利を侵害することも要件となる。・ 監護の権利の存否を判断するには、まず常居所地国の法令に基づく親責任 (parental responsibility) や監護権等の内容を確定したうえで、それが条約上の監護の権利に該当するか否かを判断する。」
甲 A 124 号証	中日新聞掲載の記事「子どもの権利条約根拠に画期的判決日照権訴訟で名古屋地裁」	写し (インターネットから印刷したもの)	3.4.28	中日新聞	近時出された名古屋地裁令和 3 年 3 月 30 日判決では、幼稚園の日照権を巡り、児童の権利条約の理念である「児童の最善の利益」を基に、「(不動産会社が)日照について配慮すべき義務を十分尽くすことを怠った」と認めたこと。 同判決について中日新聞掲載の記事では、「同条約 (原告ら注: 児童の権利条約) は日本も 1994 年に批准しながら、長らくたなざらし同然だったが、判決はこの条約の意味する重みに改めて光りを当てた。」と指摘しているこ

					と。
甲 A 125 号証	共同通信社 掲載の記事 「精神的、 性的暴力も 対象に 内 閣府、DV 防止法改正 へ 通報や 保護命令、 厳罰化も」	写し (イン ター ネッ ト か ら 印 刷 し た も の)	3.3.18	共同通信 社	現在の配偶者暴力防止法 (DV 防止法) では、通 報や保護命令の対象であ る「身体的暴力」には「精 神的暴力」は含まれてい ないこと (内閣府が今後 「精神的暴力」も含める かどうかについて、法改 正を検討する予定である にすぎないこと。)
甲 A 126 号証	山口亮子『日 米親権法の 比較研究』 内表紙、 132-135 頁、 315-323 頁、 奥付	写し	2.3.27	山口亮子、 日本加除 出版株式 会社	① 134 頁 アメリカのすべての州法 で、別居時および離婚時 に別居親には相当程度交 流する訪問権 (reasonable visitation) が付与されて おり、アメリカでは離婚 後の親子の交流は当然の こととして受け止められ ていること。 ② 135 頁 訪問を養育時間 (parent ing time) と表す州もあ り、そこでは、別居親が 子どもを養育する時間を 取り決める。共同身上監 護 (joint physical cust ody) を取り決めると、子 どもが親双方とほぼ等し い期間同居することにな るが、多くは子どもが一 方の親と同居し、別居親 と週末をともに過ごす 形態を採っていること。 ③ 316-318 頁 離婚後の非親権者の子と の面会交流は、親子とい う身分関係から当然に認 められる自然権的な権利 であり、監護する機会を 与えられていない非親権 者の子との面会交流は、 親子という身分関係から

					<p>当然認められる自然権的な権利であり，監護する機会を与えられていない非親権者の愛情，親子の関係を事実上保障する最後の絆であるとする自然権説が早くから主張されていたこと。また，面会交流権を幸福追求権，自己決定権，親子の親交権として憲法13条に求める説も主張されており，近年は，憲法上の権利たる「子どもとの人的結合それ自体への権利」の一つとする説，人格的権利とする説があること。さらに，子どもの権利説，親の権利であり子どもの権利である説（注78：二宮周平「面会交流の権利性～人格権的構成(2)」戸籍時報787号5頁（2019年）は，親の権利（および義務）であると同時に子の権利であるとする複合的権利説が，面会交流に関する学説の到達点と指摘する。）との主張もされてきたこと。</p>
甲 A 127 号証の 1	法務省 HP における「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書の公表について」の頁	写し	26.12	法務省	法務省 HP における「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書の公表について」の頁の内容。
甲 A 127 号証の 2	一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」の表紙と奥付	写し	26.12	一般財団法人比較法研究センター	一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」の表紙と奥付の内容。

<p>甲 A 127 号証 の 3</p>	<p>一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」に収録されている栗林佳代「フランスの親権制度一両親の離別後の親権行使を中心として」27 頁以下</p>	<p>写し</p>	<p>26.12</p>	<p>一般財団法人比較法研究センター，栗林佳代</p>	<p>栗林佳代「フランスの親権制度一両親の離別後の親権行使を中心として」27 頁以下 ・39 頁 「(iv) 訪問権 訪問権は，両親の離別後に，親権が共同行使されるが交代居所は認められない場合，また，親権が単独行使される場合に認められる。 ・なお，訪問権は，親だけでなく，祖父母・継親などの第三者（民法典 371-4 4 条），兄弟姉妹（民法典 371-5 条）にも認められる。」</p>
<p>甲 A 127 号証 の 4</p>	<p>一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」に収録されている山口亮子「アメリカにおける離婚後の親権制度」83 頁以下</p>	<p>写し</p>	<p>26.12</p>	<p>一般財団法人比較法研究センター，山口亮子</p>	<p>山口亮子「アメリカにおける離婚後の親権制度」83 頁以下 ・106 頁 「アメリカで，面会交流は一般に訪問 (visitation) と呼ばれることから，非監護親が単に外で子どもと会うことではなく，子どもと会う期間に養育を行うことも含まれていることが分かること。 合衆国最高裁裁判所において，親には子を養育する自由があること，子の教育を管理する権限があることが示されたこと。 学説は，非監護親の面会交流の性質について，婚姻し生物学的繋がりもあり，なおかつ養育を通じて精神的繋がりのある親子は，離婚によっても親子の血縁関係及び心理的結びつき，扶養，法的監護権が消失するはずはないのであるから，両親とも離婚後においても子どもと会い，子どもを育てる権利と義務を憲法上保障される権利として依然として持ち続けていると主張していること。」</p>

また、1970年代より発達した子どもの心理学や行動科学の研究・調査により、子ども期における親との愛着は子どもの成長のために必要であり、離婚後も子どもが両親から愛され、大事にされていることを確信するために、両親が共に一層子どもとかかわり養育していくことが重要であるということが明らかになったこと。離婚により半数の子どもは親から捨てられたと感じており、3分の2の子どもは父親を思慕し、2分の1の子どもは特にそれが激しいこと。これらの研究は、離婚後初期の面会交流は、その怖れを和らげるために特に重要であるとしていること。一方、40%の子どもは親と会うことを楽しみにしているが、不満を持っている子どもも実際には多いこと。その原因は、面会交流が予定どおりに行われなかったり、期間が空きすぎるために期待を外されることによること。

これらの調査・研究により、離婚後の親子の交流は子どもの最善の利益にかなうというコンセンサスが形成されたこと。そこでアメリカ各州法では一般に、離婚後、子どもと両親との頻繁かつ継続した交流を確保することを州の公的政策としており、離婚後の親子の交流を積極的に認めていること。そして、全ての州において別居時及び離婚時に非監護親には相当な面会交流が付与される旨規定されており、離婚後の親子の交流は当然のこととされていること。」

・113頁

					<p>カリフォルニア州法が、「その面会交流が子どもの最善の利益に害であるとの証明がない限り、裁判所は親に相当な面会交流を付与しなければならない (Cal. Fam. Code § 3100(a))」と定めているように、別居後及び離婚後の親子の交流はいずれの州においても基本的に認められており、面会交流に反対する監護親は有害性の立証を行わなければならないこと。</p>
甲 A 127 号証 の 5	一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」に収録されている小川富之他「オーストラリアの離婚後の親権制度」129 頁以下	写し	26.12	一般財団法人比較法研究センター、小川富之他	<p>小川富之他「オーストラリアの離婚後の親権制度」129 頁以下 ・133 頁 親子関係に関する規定は、1996 年にオーストラリアでの改正があり、連邦家族法の親子に関する紛争を扱う第 7 章が改正されたこと。この改正により、後見及び面会交流に関する従来の考え方が大幅に変更されたこと。連邦家族法第 7 章は、60 条の B の 1 項 (S 60 B (1)) から始まっており、本章の目的について次のように規定していること。 「・・・本章の目的は、子どもが適切かつ十分に父母からの監護・教育を受けることを確保し、子どもが有する自己の能力を十分に発揮することを援助し、子どもの監護、福祉及び発達に関し、父母がその義務を果たし、その責任に応えることを確保することにある。」 これらの目的 (目標) の基礎をなす諸原則については 60 条の B の 2 項 (S 60 B (2)) で、次のように明確に規定されていること。 「・子どもは、父母の</p>

現在の婚姻関係若しくは同居・別居，又は，これまでの婚姻関係若しくは同居・別居にかかわらず，自分の父母について知る権利を有し，また，自分の父母による監護・教育を受ける権利を有する。

・子どもは，自分の父母並びに監護，福祉及び成長に重大なかかわりを有するその他の者と定期的に会う (contact) 権利を有する。

・父母は共に，子どもの監護，福祉及び成長に関する義務と責任を有する。

・父母は，子どもの将来の監護・教育に関して合意を形成しなければならない。」

・136 頁

2006 年の改正法 (共同親責任) (The Family Law Amendment

(Shared Parental Responsibility) Act) により，子どもが暴力や虐待から保護される必要がない限りは，両親がそれぞれ子どもの生活にかかわりを持つことの重要性が強調され，その結果，子と別居親との関与を促進することに繋がったこと。特に 60 条 B の 1 項は，この法の目的として次のように規定されたこと。

「60 条 B (1)

本章の目的は，以下によって子どもの最善の利益を実現することである。

a 子ども最善の利益にかなう限りにおいて，両親が最大限，子どもの生活に有意義なかかわりを持つことによる利益を子どもに確保すること

b 子どもを，虐待，ネグレクト若しくは家庭内の暴力，又はその暴力を見聞きすることによって，

身体的あるいは精神的な
危害から保護すること

c 子どもが潜在的な能力
を発揮できるよう、十分
かつ適切な養育を受けら
れることを確保すること

d 両親が、子どもの世話、
福祉及び成長発達に関す
る義務を果たし、責任を
担うことを確保すること」

・142 頁

2006 年改正法は、特に
父母の離別時における監
護養育の具体的態様とし
て、子どもが父母各々ど
のように共に暮らし、
あるいは、時間を共に過
ごすべきかを養育命令に
おいて定める場合、裁判
所は父母の共同養育によ
る子どもの利益を重視し
た判断枠組みに従うべき
ことを、次のように定め
たこと。

すなわち、裁判所は養
育命令を下す場合、まず、
父母の均等な共同親責任
は子どもの最善の利益に
かなうという推定の適用
の是非を判断しなければ
ならない (61 条 DA)。そ
して、その結果、当該推
定を適用して父母の均等
な共同親責任を命令する
場合、次に、子どもが父
母各々と共に過ごす時間

(又

は父母の養育時間) の配
分について、父母が各々
半分

ずつ時間を分担する (又
は時間を均分する、平等
の分ける) ことを命令す
ることの是非を判断しな
ければならない (65 条
DAA)。その判断基準と
しては、まず、当該措置
が子どもの最善の利益に
かなうことが問題となる。

・145 頁

2006 年法改正により、
「面会交流 (contact, 1995

				<p>年法改正により導入)」概念は廃止され、代わりに、「時間を共に過ごす (spend time with) 及び (communication)」という用語をもって表現することになったこと。</p> <p>・145 頁</p> <p>2006 年から 2008 年にかけての養育費制度の改革後、オーストラリアでは、養育費の算定について、子と過ごす時間が算定において考慮されていること。子の養育時間が多い場合には、養育費の算定で減額の考慮要素とされること。</p>
甲 A 127 号証 の 6	一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」に収録されている渡邊泰彦「スイスにおける離婚後の親の配慮」181 頁以下	写し	26.12	<p>一般財団法人比較法研究センター、渡邊泰彦</p> <p>渡邊泰彦「スイスにおける離婚後の親の配慮」181 頁以下</p> <p>・213 頁</p> <p>人的交流への請求権は、判例によれば、父母の一般的人格権から導き出される。親の配慮から生じるのではなく、親子関係の効果によって発生する。また、人的交流権は、ヨーロッパ人権条約 8 条による家族生活の尊重の一部として保障されること。</p> <p>人的交流には、実際に父母の一方と子が会うという訪問 (Besuch) のほかに、手紙や電話でのやりとり、インターネットでのやりとりも含まれること。</p> <p>子の側から見た人的交流の目的は、父母双方と定期的に人的なコンタクトを有することである。それにより、子のアイデンティティーの探求を促すとともに、配慮又は監護を有しない父母の他方を理想化すること、悪人と思うことを妨げるものとされること。</p>

配慮又は監護を有しない
父母の一方及び子は、適切
な人的交流への請求権を相
互に有すること（民法2
73条1項）。

・186頁

スイスは、EU加盟国で
はないが、欧州評議会に
は1963年から加盟してお
り、ヨーロッパ人権裁判
所の対象となっているこ
と。スイス連邦憲法13条
1項の婚姻と家族に関す
る規定はヨーロッパ人権
条約8条1項とほぼ同じ
文言であり、その解釈に
はヨーロッパ人権裁判所
の判例が大きく影響を及
ぼしていること。

例えば、親の配慮の定
めの際に父母の一方の不
利益は私的生活と家族生
活の尊重への権利（ヨー
ロッパ人権条約8条）と
の関連における差別禁止
（同14条）に違反すると
したヨーロッパ人権裁判
所2009年12月3日判決
（ツァウネガー対ドイツ
事件）と、2011年2月3
日判決（シュポラー対オ
ーストリア事件）は、2014
年民法改正に導く一つの
要因となったこと。

参照：スイス憲法(甲6)
13条（私的領域の保護）

1 全ての人、私生活及び
家族生活、住居並びに
信書、郵便及び電気通信
の交換の尊重を要求する
権利を有する。

参照：ヨーロッパ人権条
約(甲5)

8条（私生活及び家庭生
活の尊重についての権利）
1 全ての者は、その私
的及び家庭生活、住居及
び通信の権利を有する。」

<p>甲 A 127 号証 の 7</p>	<p>一般財団法人比較法研究センター作成「各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書」に収録されている金亮完「韓国における離婚後の親権制度」225 頁以下</p>	<p>写し</p>	<p>26.12</p>	<p>一般財団法人比較法研究センター， 金亮完</p>	<p>金亮完「韓国における離婚後の親権制度」225 頁以下 ・236 頁 「1990 年改正により，面会交流（韓国法では「面会交渉」という用語が用いられている。）を子を直接養育しない父又は母の権利を定めた 837 条の 2 が新設されたこと。その立法趣旨は，「保護と養育をしない親といえども，自己の未成年の子と接触をもち，順調な成長を見守りたい心情は，親としての自然な情であり，したがって，そのような接触の機会を親から剥奪するのは，極めて酷なことであること。しかしながら，今日の親子法の理念が，いわゆる『子の福祉的な性格』強調している以上，親の主観的な主張のみを考慮することはできない。したがって，面会交流権の問題を考える際には，子の福祉という観点を優先的に考慮しなければならない」というものであったこと。 その後の 2007 年改正により，韓国民法 837 条の 2 の 1 項は，「子を直接養育しない父母の一方と子は，互いに面会交流をする権利を有する」と改められ，父母及び子を面会交流の権利主体として認めていること。</p>
<p>甲 A 128 号証 の 1</p>	<p>高橋由紀子「ドイツの婚外子の父の交流権」帝京法学 25 巻 1 号 (2007 年)</p>	<p>写し (インターネットか)</p>	<p>19.</p>	<p>高橋由紀子， 帝京大学</p>	<p>① 69 頁以下 ドイツ連邦憲法裁判所は，親と子の交流権をドイツ基本法 6 条 2 項が保障する親の権利に含まれると解釈したこと。 ② 67 頁以下 ドイツ民法では，以下の規定のとおり，祖父母と孫の面会交流権を保障し</p>

		ら印刷したもの)			ていること。 「ドイツ民法 1685 条〔子と結びつきを有する他の者との交流〕 祖父母ならびに兄弟姉妹は、子の福祉に役立つ限りにおいて、子と交流する権利を有する。子と相当長期間家屋共同体で同居してきた父母の一方の配偶者または前配偶者、生活パートナーまたは以前の生活パートナー、および子を相当長期間家庭養育してきた者についても同様である。」
甲 A 128 号証 の 2	新解説世界憲法集(第 4 版)表紙, 177-178 頁, 奥付	写し	29.6.10	初宿正典, 辻村みよ子, 株式会社三省堂	ドイツ憲法 6 条(1)は、「婚姻および家族は、国家秩序の特別の保護を受ける。」と規定していること。 ドイツ憲法 6 条(2)は、「子どもの育成および教育は、両親の自然的権利であり、かつ、何よりもまず両親に課されている義務である。」と規定していること。
甲 A 129 号証 の 1	床谷文雄他編『親権法の比較研究』内表紙	写し	26.8.15	床谷文雄他, 日本評論社	床谷文雄他編『親権法の比較研究』内表紙の内容。
甲 A 129 号証 の 2	床谷文雄他編『親権法の比較研究』奥付	写し	26.8.15	床谷文雄他, 日本評論社	床谷文雄他編『親権法の比較研究』奥付の内容。
甲 A 129 号証 の 3	床谷文雄他編『親権法の比較研究』に収録されている山口亮子「アメリカ」31 頁以下	写し	26.8.15	床谷文雄他, 山口亮子, 日本評論社	山口亮子「アメリカ」31 頁以下 ・36 頁 「2 Custody—監護権 子に対する監護権は父母の婚姻外の場合に争われる。なお、婚姻外とは必ずしも離婚とは限らない。すでに子については、未婚で生まれた子にも法的差別はないため、今日では親の権利および監護

権は父母の婚姻とは連動していない。そこで、父母の監護権の行使が問題になる場合は、未婚、別居、離婚後を含めて婚姻外ということにする。

監護権訴訟では従来、裁判所は子の最善の利益を基準として単独監護権—日本法でいう単独親権を判断してきた。・・

当初、単独監護者の決定に用いられるこの基準は、幼い子に対しては母親が監護者となることを子の利益とする母親優先の原則（tender years doctrine）が広く裁判所で採られていた。しかし、性別により監護権を判断することが連邦憲法の平等条項違反とする州裁判所の判断が下されるようになり、さまざまな要件を子の利益に従って比較検討するものへと移り変わっていった。そこで今日では、他方親と協力的なフレンドリー・ペアレント要件や、子の選考要件、ドメスティック・バイオレンス（以下、DVとする）要件などが検討されている。これらの各種要件はわが国でも採用されているものもある。

その後、単独監護の制度が勝者と敗者を生むことの問題が顕在化し、1970年代後半には各州で離婚後の共同監護（joint custody）立法が成立し始めた。この立法化の背景は、2つの方面からとらえることができる。1つは親の権利の側面、もう1つは子の利益の側面である。憲法上、親は子を養育する権利を保障されているのであるから、それは離婚という夫婦間の関係の終了にかかわら

				<p>ず、監護を通して子を養育する権利を保障されていると考えられた。なお、法改正に当たっては、現行州法が連邦憲法に照らして違憲であるとする訴えから改正されることが多いが、共同監護法制においては連邦憲法判断を待つまでもなく、各州の改正が先行していった。</p> <p>2つ目の子の利益からの主張は、以前より単独監護下においても親の負う門権（Visitation）が認められていたことに加え、親子の交流が子の成長にとって有効であることが心理学、精神医学の研究において明らかにされたことも影響している。離婚後も訪問を通して親と交流してきた子ども達は数年後、交流のなかった子ども達と比べ、精神的にも安定し健全に成長してきており、国民の間でも、子は父母双方から愛情を受け養育されることが子の利益に適うと認識されていった。」</p>	
甲 A 129 号証 の 4	床谷文雄他編『親権法の比較研究』に収録されている床谷文雄「ドイツ」及び稲垣朋子「ドイツ・補論」120 頁以下	写し	26.8.15	床谷文雄他、床谷文雄、稲垣朋子、日本評論社	<p>床谷文雄「ドイツ」及び稲垣朋子「ドイツ・補論」120 頁以下 ・130 頁</p> <p>ドイツ民法では、親と子との面会交流権について、以下のとおり規定されていること。</p> <p>「子は、父母双方と交流する権利を持つ。他方、配慮権の有無とは関係なく、父母は子と交流する義務を負い権利を有する（1684 条 1 項）。また父母は、子と他方の交流・関係を侵害してはならない（同条 2 項）。」</p> <p>・132 頁</p> <p>「2 父母以外の者で家族的関係にあった者と子の</p>

				<p>交流の保障</p> <p>1997年親子法が導入した父母以外の者と子との交流権は、2004年で拡大され、現行法では、「子と密接な結び付きを持つ関係者が、子に対し、事実上の責任を引き受け、又は引き受けていた場合(社会的家族関係)にも、同様とする。子と長期間にわたり家庭共同体で共同生活をしてきた者は、原則として、事実上の責任を引き受け、又は引き受けていたものと推定する。」(1685条2項)と規定され、祖父母、兄弟姉妹、継親、養育人(里親)のほか、伯父伯母等の親族、生物上の父、養子の実父母など、身分関係や法律関係にかかわらず、子と社会的家族的関係にあった者との関係維持を重視して、子との交流が子の福祉に資する限りで認めている(1685条)。」</p>
甲 A 129 号証 の 5	床谷文雄他 編『親権法 の比較研究』 に収録され ている渡邊 泰彦「オー ストリア」 147 頁以下	写 し	26.8.15	<p>床谷文雄 他, 渡邊泰彦, 日本評論 社</p> <p>渡邊泰彦「オーストリア」 147 頁以下 ・164 頁 「VIII 人的コンタクト権 1 概説 未成年の子とこの者と同居していない父母の一方の間の面会交流の権利は、基本権および人権に含まれ、子の権利であるとともに、親の権利でもある。私的生活および家庭生活の保護(ヨーロッパ人権条約 8 条)のもとにある人権であるとともに、子の権利に関する連邦憲法 2 条 1 項は「すべての子は、父母双方との規則的な関係及び直接のコンタクトへの請求権を有すること。コンタクト権の目的は、血族またはその他の者との特に親密</p>

					<p>な結びつきを維持して、疎遠とならないようにする点にあり、子の福祉が決定的なものであること。</p> <p>参照：ヨーロッパ人権条約(甲5) 8条(私生活及び家庭生活の尊重についての権利) 1 すべての者は、その私的及び家庭生活、住居及び通信の権利を有する。」</p> <p>・168頁 「5 第三者のコンタクト権 祖父母は孫とのコンタクト権を有する(188条1項)。もっとも、父母の家族関係、父母と子との関係を害する場合には、制限または禁止される。」</p>
甲A 129号証 の6	床谷文雄他編『親権法の比較研究』に収録されている栗林佳代「フランス」174頁以下	写し	26.8.15	床谷文雄他、栗林佳代、日本評論社	栗林佳代「フランス」174頁以下 199頁 「親権との関係では、祖父母の訪問権は原則的な権利であり(民法典371-4条1項)、その反射的效果として、親権が制限を受けることになる。」
甲A 129号証 の7	床谷文雄他編『親権法の比較研究』に収録されている椎名規子「イタリア」202頁以下	写し	26.8.15	床谷文雄他、椎名規子、日本評論社	椎名規子「イタリア」202頁以下 ・213頁 「(5) 尊属の権利義務 2013年の改正により、注目されるのは、親責任の第9章に、尊属の権利として、「未成年の孫と重要な関係を維持する権利」(民317条の2)が規定されたことである。イタリア民法においては、子の父母に対する権利を補うものとして、祖父母や親族の役割が積極的に評価されている。・ そして、2012年の改正では、「親族と重要な関係を保持し、家族の中で成長する権利(民法315条

					<p>の2第2項)」が、父母に対する子の権利とともに、親族等に対する子の権利として、親権の章に規定された。これは、別居・離婚の場合に限らず、祖父母などの親族と交流を保つことが、子の健全な成長のためには有用であるとされて、親権の一般原則において、保障されたものである。なお、それまでは、子の権利として規定されていたが、2013年の改正では、より積極的に尊属の権利として規定されており、尊属の子に対する役割をさらに一歩進めたものと思われる。ただし尊属の権利の行使は、もっぱら子の利益のためという制限が付されている（317条の2第2項）。」</p>
甲 A 129 号証 の 8	床谷文雄他 編『親権法 の比較研究』 に収録され ている千葉 華月「スウ ェーデン」 254 頁以下	写 し	26.8.15	床谷文雄 他, 千葉華月, 日本評論 社	千葉華月「スウェーデン」 254 頁以下 ・266 頁 「3 面会交流 (1) 親との面会交流 子どもは、子どもと同居 していない親との面会交 流権を有する。子どもの 両親は、同居していない 親との子どもの面会交流 の必要性が可能な限り満 たされるようにする共同 責任を有する（同法 6 章 15 条）。子どもが両親双 方の監護に服し、同居し ない親と面会交流する場 合には、他方の親は、特 別な事情がない限り面会 交流を促進しうる子ども に関する情報を提供しな ければならない。監護権 を有しない親または子ど もと特に親しい者との面 会交流を行う場合、監護 親は、子どもに関する情 報を（注 47：子どもの転 居，学校教育，健康に関

					<p>する情報等さまざまな情報が含まれる。), 提供しなければならない (同法 6 章 15 条)。</p> <p>(2) 親以外の者との面会交流 裁判所は, 社会福祉委員会の申立てにより, 子どもと両親以外の者との面会交流に関する決定を行うことができる (同法 6 章 15a 条)。社会福祉委員会による申立てを決定する場合には, 子どもの祖父母および特別に親しい者と子どもとの面会交流の必要性について特別な考慮がなされなければならない, 裁判所は, 子どもの最善の利益に基づき判断する。」</p>
甲 A 130 号証	人権及び基本的自由の保護のための条約(ヨーロッパ条約)	写し(インターネットから印刷したもの)	2.8.20 (印刷年月日)	ミネソタ大学人権図書館	<p>ヨーロッパ人権条約 8 条 (私生活及び家庭生活の尊重についての権利) 1 項の規定が以下のものであること。</p> <p>「1 すべての者は, その私的及び家庭生活, 住居及び通信の権利を有する。」</p>
甲 A 131 号証	各国憲法集 (6) スイス憲法	写し(インターネット)	25.3.	国立国会図書館調査及び立法考査局	<p>スイス憲法 13 条 (私的領域の保護) 1 項の規定が以下の内容であること。</p> <p>「1 全ての人は, 私生活及び家族生活, 住居並びに信書, 郵便及び電気通</p>

		ネットから印刷したもの)			信の交換の尊重を要求する権利を有する。」
甲 A 132 号証	判例時報平成 31 年 4 月 11 日号 (No2396) 表紙, 30-32 頁に掲載されている横浜地裁平成 30 年 7 月 20 日決定	写し	31.4.11	判例時報社	介護施設内にいる両親と三女の面会妨害行為を長女と次女 2 人が行った事件において, 面会妨害行為禁止仮処分決定を認可した横浜地裁平成 30 年 (2018 年) 7 月 20 日決定は, 「債務者の意向が両親の入居している施設等の行為に影響し, 債権者が現在両親に面会できない状態にあるものといえる。」等として, 人格権の一内容としての「子の両親に面会する権利」に基づき, 子が親に会うことを求めることを妨げることはできないと判示したこと。
甲 A 133 号証	日本経済新聞掲載の記事「「高齢親 囲い込み」に賠償命令 姉 2 人, 妹と母会わせず」	写し	1.12.30	日本経済新聞社	東京地裁平成元年 11 月 22 日判決は, 当時 80 代の母親を自宅から連れ出した長女と次女が, 三女と母が会うことを拒み続けるのは不法行為に当たるとして, 長女らに対して 110 万円を三女に賠償するよう命じる判決を言い渡したこと。

<p>甲 A 134 号証</p>	<p>栗林佳代『子の利益のための面会交流 フランス訪問権論の視点から』内表紙, 263-280頁, 奥付</p>	<p>写し</p>	<p>23.7.15</p>	<p>栗林佳代, 法律文化社</p>	<p>① 263 頁 フランス民法典 373-2-1 条は、以下のとおり規定していること。 「子の利益が命ずるならば、裁判官は、両親の一方に親権の行使を委ねることができる。 訪問権および宿泊させる権利は、重大な事由によるのでなければ、他方の親に 対して拒否できない。 親権の行使をしない親と子との関係が、連続的で実質的であり、かつ、それを要求する場合には、家族事件裁判官は、このために指定された面会場における訪問を命ずることができる。 子の利益が命ずるか、一方の親に対する子の直接の引き渡しが生じると他方の親のどちらかに危険をもたらす場合、裁判官は、訪問権が、指定された面会場において、または、信頼できる第三者あるいは資格のある法人の代表の立会いのもので、実行されることを命ずることができる。 親権の行使をしない親は、子の養育および育成を監督する権利と義務を保持する。この親は、子の生活に関する重要な選択を通知されなければならない。この親は、第 371-2 条により課される義務を遵守しなければならない。」</p> <p>② 267 頁 フランス民法典 371-4 条は、以下のとおり規定していること。 「子は、その尊属と身上の関係を維持する権利を有する。子の利益のみが、この権利を妨げることができる。」</p>
-----------------------	--	-----------	----------------	------------------------	--

					この利益に適うならば、家族事件裁判官は、血族または血族でない第三者と子との関係の態様を定める。」
甲 A 135 号証	在メルボルン日本国総領事館HPから「豪州の家族法制度の特徴及び子の親権問題についてQ&A」	写し(インターネットから印刷したもの)	2.7.26 (印刷年月日)	在メルボルン日本国領事館	在メルボルン日本国総領事館 HP の「豪州の家族法制度の特徴及び子の親権問題について Q&A」の頁に記載されている「Q2 共同親権とは何ですか」「Q8 面会交流(Visitation)とは何ですか。なぜ、離婚した後も子どもを相手親に会わせないといけないのですか。」についての記載内容。
甲 A 136 号証	大塚正之『臨床実務家のための家族法コンメンタール民法親族編』表紙, 101-104 頁, 奥付	写し	26.1.20	大塚正之, 勁草書房	カナダは、米国同様、州ごとに法律も異なっているが、例えば、ブリティッシュ・コロンビア州では、親子の面会交流だけではなく、祖父母との面会交流も認められていること。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年 月 日	作成者	立 証 趣 旨	備考	
甲 A 137 号証	共同通信社 配信の記事 「一時保護、 新たな司法 審査 虐待 対応で厚労 省方針 最 高裁と協議、 法改正も」	写し (イン ター ネッ ト か ら 印 刷 し た も の)	3.4.15	共同通信 社	<p>児童相談所による一時保護について、厚生労働省は、令和3年4月14日に、開始時点からの新たな司法審査を導入する方向で、近く法務省・最高裁と協議する方針を固めた。同日の厚労省の検討会で、導入を求める取りまとめが大筋了承された。同省は法改正を視野に早急に議論を進める予定であること。</p> <p>一時保護は、児童相談所の権限で行われる。安全確保のためだが、親子を引き離し、子どもの自由を制限する強大な権限行使でもあるため、適正性・透明性確保の観点から司法審査を求める声が根強い。事後に関しては、2017年の法改正で親権者の意に反して2か月を越える一時保護を行う際に、家庭裁判所の審査を導入した。今回は、開始時点の司法審査に踏み込んだ。審査主体や対象範囲、必要資料などを実務者間で話し合うこと。</p>	
甲 A 138 号証	朝日新聞掲 載の記事「児 童の一時保 護 司法審 査導入早急 に実現を」	写し	3.5.3	朝日新聞	<p>厚生労働省の有識者会議は令和3年4月に、児童相談所が子どもを一時保護する際に新たな司法審査を導入すべきだ、とする報告書をまとめたこと。</p> <p>一時保護は子どもの基本的権利を侵害するだけでなく、親権の行使も制限される。そうした一時保護を児童相談所の権限だけで行ってよいのかと</p>	

					<p>いう点が懸念されていたこと。</p> <p>日本が1994年に批准した児童の権利に関する条約9条の規定に反する日本の現状に対し、国連子どもの権利委員会は2019年の総括所見で、「子どもを家族から分離すべきか否かの決定に際して義務的司法審査を導入」することを要請。分離は「子どもと親の意見を聴取した後に行われること」も求めていること（甲A25）。</p>
甲A 139号証	NHK ニュース「虐待を受けた子どもが意見表明できる権利保障の検討会提言」	写し（インターネットから印刷したもの）	3.5.22	NHK	<p>厚生労働省の検討会は、子どもが親元を離れ児童擁護施設などで生活することを決める前に児童相談所があらかじめ子どもの意見を聴くことを法律で義務化し、子どもが意見を表明できる権利を保障すべきだとする提言をまとめたこと。厚生労働省は提言を踏まえて児童福祉法を改正する方針であること。</p> <p>親元から離すことは子どもの権利を制約する側面があることから、厚生労働省は有識者でつくる検討会を設置し権利を守る仕組みなどの議論を進め提言をまとめたこと。</p> <p>それによると、子どもが児童擁護施設や里親家庭などで生活することを決める前に児童相談所があらかじめ子どもの意見を聴くことを法律で義務化し、子どもが意見を表明できる権利を保障すべきだとしていること。</p> <p>保護者から引き離す「一時保護」を緊急に行うことを余儀なくされ、あらかじめ聴くことが難しい場合は、保護したあとに速やかに機会を設けるべ</p>

				<p>きだとしていること。 そして、子どもの年齢などに応じて十分に説明したうえで意見を聴き対応を決定することが求められるとしていること。 厚生労働省は、この提言を踏まえて、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正案を提出する方針であること。</p>	
--	--	--	--	--	--